

○津山市環境基本条例
平成14年12月20日
津山市条例第41号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 環境の保全等に関する施策の基本計画等(第9条～第12条)

第3章 環境の保全等に関する基本的施策(第13条～第26条)

第4章 環境の保全等に関する施策の推進体制(第27条～第29条)

第5章 環境政策審議会(第30条～第33条)

第6章 雑則(第34条)

付則

私たちのまち津山は、緑深く雄大な中国山地の裾野に位置し、吉井川や加茂川をはじめとした多くの川が流れる豊かな自然に恵まれた歴史と文化の薫るまちです。私たちは、美しい緑と清らかな水の恵みを楽しみ、生活の営みを豊かにさせるとともに、地域の伝統や文化を育み、産業を発展させてきました。しかし、その一方で、私たちの生活にその利便性の向上をもたらしてきた資源やエネルギーの大量消費は、環境への負荷を増大させ、さらに、近年の地球温暖化の進行は、あらゆる生命の源である地球全体の環境にも重大な影響を及ぼし、人類共通の課題となっています。もとより私たちは、良好な環境の下で生活を営むことができる権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っています。それゆえ、私たちは、日常生活等における活動が地域の環境、ひいては地球の環境に影響を与えていることを認識し、自らの生活と社会のあり方を見直す必要があります。私たちは、このことを深く自覚し、全ての者がパートナーシップの下で協働して、あらゆる生命が豊かに育まれる持続可能な社会を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全、再生及び形成(以下「環境の保全等」という。)のための基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を確保し、持続可能な社会の実現及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心かつ安全で文化的な生活を営むことができる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、自然環境及び歴史文化環境をいう。

(2) 市民団体 町内会、ボランティア団体等公益の増進に寄与することを目的として、主として市民又は事業者により組織された団体をいう。

(3) パートナーシップ 市民、事業者、市民団体及び市がそれぞれの責任と役割の下で、相互に支え合い、相乗効果をもたらす関係をいう。

(4) 共育 学校、家庭、職場、地域等において、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)が対等な立場で相互に学び合い、共に生きる力と豊かな心を育むことをいう。

(5) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(6) 地球環境の保全 人の活動による気候変動、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の状態が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(8) 再生可能エネルギー源 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等自然界に存する永続的に利用することができるものと認められる非化石エネルギー源をいう。

(9) 低炭素社会 温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全し、及び強化した環境への負荷が少ない社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 全ての者の参画と環境優先の認識の下で、環境の保全上の支障が未然に防止されるとともに、良好な環境が確保され、将来の世代に引き継がれること。

(2) 大気、水、大地その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然と文化の調和のとれた環境が実現されること。

- (3) 地域の風土、歴史、文化等をいかし、育てることにより、潤いと安らぎのある環境が実現されること。
- (4) 環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図るとともに、循環型で持続可能な低炭素社会が構築されること。
- (5) 地域社会のあらゆる場において、環境の保全等に関する共育や活動を通じて環境についての理解を深めることにより、環境の保全等に資する人づくりが図られること。
- (6) 地球環境の保全が人類共通の課題であることを全ての者が深く認識し、それぞれの活動の場において、国際的な協調の下で積極的に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減及び影響に配慮し、環境の保全等に積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないようにするとともに、日常生活において資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する活動(以下「環境活動」という。)に積極的に取り組むように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することがないように公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、環境活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

2 市民団体は、基本理念にのっとり、環境活動を積極的に推進するために、市民等の参画並びに市民等への情報及び共育の機会の提供に努めなければならない。

(各主体の協働)

第8条 市、市民、事業者及び市民団体は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすため、パートナーシップの下で協働して環境の保全等に関する施策及び環境活動を推進しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する施策の基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、施策の方向及び指針その他の重要事項を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民等の参画又は協力が得られるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の進行管理)

第10条 市長は、環境基本計画の適切な進行管理を図るため、次の各号に掲げる事項に関する文書を毎年作成し、これを公表するものとする。

(1) 環境の保全等に関する施策を具体的かつ効果的に実施するための行動計画

(2) 市域における環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況及びその評価、市民等の環境活動の実施状況及びその評価等に関する報告

2 市長は、前項の文書の作成に当たっては、市民等の参画又は協力が得られるように努めるものとする。

(地球温暖化対策地方公共団体実行計画)

第11条 市長は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画であって、同条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について定めたものをいう。)を策定するものとする。

(環境基本計画との整合)

第12条 市長は、あらゆる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

第3章 環境の保全等に関する基本的施策

(規制の措置)

第13条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する活動を促進するため、必要かつ適正な経済的助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、必要があると認めるときは、その措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備の推進等)

第15条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる公共施設の整備を推進するものとする。

(1) 下水道、廃棄物処理施設等環境の保全上の支障を防止するための施設

(2) 公園、緑地等自然環境の適正な整備及び利用を図るための施設

2 前項に定めるもののほか、市は、公共及び民間の施設が人の健康及び環境に配慮して整備されるよう推進するものとする。

(自然環境の保全と再生)

第16条 市は、吉井川をはじめとする地域固有の河川、里山里地等の豊かな自然環境を保全し、及び再生するため、人と自然が触れ合える機会の提供、地産地消による農林業をいかした地域づくりの推進等に努めるものとする。

(環境を大切にすまちづくりの推進)

第17条 市は、環境を大切にすまちづくりを推進するため、次世代に継承すべき歴史的又は文化的な魅力あるまちなみの形成、公共交通機関の充実及び利用の促進、防災の充実等が促進されるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第18条 市は、環境への負荷を低減するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、グリーン購入等が促進されるよう努めるものとする。

(低炭素社会の実現に向けた施策の推進)

第19条 市は、低炭素社会を実現するため、エネルギーの効率的な利用及び再生可能エネルギー源の利用が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第20条 市は、地球環境を保全するため、国際的な協調の下で、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(調査等の実施及び監視等の体制整備)

第21条 市は、環境の保全等に資するため、次の各号に掲げる事項に関して必要な調査及び研究を実施するものとする。

(1) 環境の状況の把握

(2) 環境の変化の予測及び環境の変化による影響の予測

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に必要と認める事項

2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境共育の推進)

第22条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動が推進されるように、環境保全等に関する共育の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の活動の支援)

第23条 市は、市民等が自発的に行う環境活動を促進するため、市民等が情報を交換し、連携するための機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第24条 市は、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を収集し、その情報を市民等に適切に提供するものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第25条 市は、事業者自らが環境への負荷の低減について目標を定め、計画的に目標の達成を図るための活動を推進し、その実施状況の点検及び評価並びに的確な環境の監査が行えるように、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 環境の保全等に関する施策の推進体制

(市民等の意見の反映)

第27条 市は、環境の保全等に関する施策に市民等の意見を反映するため、市民等の意見を聴く機会の提供に努めるものとする。

(体制の整備等)

第28条 市は、その機関相互の緊密な連携を図り、環境の保全等に関する施策を積極的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策を市民等とのパートナーシップにより推進するため、市民等による組織づくりの支援に努めるものとする。

(国等との協力)

第29条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策について、国、県その他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第5章 環境政策審議会

(設置及び所掌事務)

第30条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、津山市環境政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 環境の保全等に関する施策の基本的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し市長が必要と認める事項
(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長が特に必要と認める者
(任期)

第32条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
(運営)

第33条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成18年12月20日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される津山市環境政策審議会委員の任期は、この条例による改正後の津山市環境基本条例第31条の規定にかかわらず、平成20年9月30日までとする。

(津山市環境保全条例の一部改正)

3 津山市環境保全条例(昭和49年津山市条例第29号)の一部を次のように改正する。目次中「第5章 環境保全対策審議会(第38条～第41条)」を「第5章 削除」に改める。

第18条第4項中「津山市環境保全対策審議会」を「津山市環境基本条例(平成14年津山市条例第41号)に基づく津山市環境政策審議会」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第38条から第41条まで 削除

付則(平成28年3月23日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(津山市環境保全条例の一部改正)

2 津山市環境保全条例(平成19年津山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付則(平成28年9月21日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。